

# 閲覽

令和 4 年度

道 路 第 16 号

(他) 二荒坂線ほか道路舗装工事 単抜実施設計書

新潟県小千谷市

令和 年 月 日

小千谷市長 大塚昇一 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

### 工事費内訳書

工事番号及び工事名	道路第16号(他)二荒坂線ほか道路舗装工事
工種等	金額(円)
舗装工(本線)	A1
舗装工(市道)	a
区画線工	b
仮設工	c
舗装工(国道取り付け)	A2
道路土工	d
構造物撤去工	e
舗装工(国道)	f
区画線工	g
仮設工	h
直接工事費	$A1(a+b+c)+A2(d+e+f+g+h)$
共通仮設費計	B
現場管理費	C
一般管理費等	D
工事価格	A + B + C + D

※1 本内訳書は、入札の際、入札書と合わせてご提出ください。

※2 内訳書の内容に不備(例:入札書の提出者の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等)がある場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とします。

令和 4 年度 (他)二荒坂線ほか道路舗装工事実施設計書

道路 第 16 号	工事日数 95 日間	着手 竣工	
実 施 設 計 額	一金 _____ 円		
変 更 設 計 額	一金 _____ 円	小千谷市	
実 施 請 負 額	一金 _____ 円	本町 1 丁目ほか	
変 更 請 負 額	一金 _____ 円	地内	
実 施 設 計 概 要	舗装工(本線) 舗装工(国道取り付け) 区画線	A=1080m <sup>2</sup> A=33m <sup>2</sup> 一式	変 更 設 計 概 要

新潟県小千谷市

主な設計変更理由書

## 工事仕様総括

本工事は、「新潟県土木工事標準仕様書」及び添付の「特記仕様書」により施工すること。

### 施工条件総括表

下記項目、事項のうち○印欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲(市)と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

明示項目	施工条件
○ I 工程関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1. 関連する別途発注工事あり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・除雪第2号(他)二荒坂線ほか融雪施設(削井)整備工事 ※現場作業 R4年9月～R4年10月</li> <li>・道路第15号(他)二荒井坂線ほか道路改良工事 ※現場作業 R4年6月～R4年12月</li> <li>・図書館等複合施設(建築主体、電気設備、空調設備、衛生設備)新築工事 ※R4年8月発注予定</li> <li>※この他に、ガス水道管布設工事あり(ガス水道局発注工事)</li> </ul> </li>   <li>○ 2. 施工時期、時間、方法の制限あり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・時期 : 新NMI薬局建設工事との工程調整が必要(施工箇所隣接)</li> <li>・時間 :</li> <li>・方法 :</li> </ul> </li>   <li>○ 3. 関係機関協議による工程条件あり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議内容 :</li> <li>・完了予定期間 :</li> </ul> </li>   <li>○ 4. その他</li> </ul>
II 用地関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 工事用地等の未処理部分あり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理見込期間 :</li> <li>・区間 :</li> </ul> </li>   <li>2. 仮設ヤードの指定等あり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・場所 :</li> <li>・期間 :</li> </ul> </li>   <li>3. その他</li> </ul>
III 公害対策 関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 公害防止の制限あり(騒音・振動、排出ガス、粉じん、水質等)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工方法 :</li> <li>・作業時間 :</li> </ul> </li>   <li>2. 家屋等の調査の必要性あり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・方法 :</li> <li>・範囲 :</li> </ul> </li>   <li>3. その他</li> </ul>
○ IV 安全対策 関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1. 交通安全施設等の指定あり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通誘導員 : 交通誘導員B 9人日</li> <li>・その他施設等 :</li> </ul> </li>   <li>○ 2. 近接作業制限あり(鉄道、ガス、水道、電気、電話等)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容 :</li> <li>・工法制限 :</li> <li>・作業時間制限 :</li> </ul> </li>   <li>○ 3. 発破作業制限あり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・保安設備及び 保安要員 :</li> <li>・防護工 :</li> <li>・作業時間制限 :</li> </ul> </li>   <li>○ 4. 防護施設(落石、雪崩、土砂崩落等)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容 :</li> </ul> </li>   <li>○ 5. その他</li> </ul>

V 工事用道路 関係	1. 一般道路を搬入路としての使用制限あり ・搬入経路 : ・期間 : ・使用後の処置 : 2. 一般道路の占用 ・期間 : ・規制条件 : ・時間制限 : 3. 仮設道路の設置 ・工法指定の有無 : ・用地関係 : ・安全施設 : ・工事完了後の 存置または撤去 : 4. その他 ・
	1. 仮設備の指定あり ・
	2. 仮設備の条件指定あり ・
	3. 仮設構造物の転用、兼用あり ・工種 : ・内容 : 4. イメージアップあり ・
	5. その他 ・
○ VII 残土・産業 廃棄物関係	○ 別紙「建設副産物特記仕様書」のとおり
VIII 工事支障 物 件 等	1. 占用支障物件あり(電気、電話、水道、ガス等) ・内容 : ・移設、撤去、 防護方法等 : ・時期 : 2. 占用物件重複施工あり ・内容 : 3. その他
IX 排水工 (濁水処理含)	1. 濁水、湧水処理等の特別な対策あり ・内容 :
X 薬液注入 関係	1. 薬液注入工法あり
XI その他	1. 現場発生材あり。 ・品名 : ・納入場所 : 2. 支給材及び貸与品あり ・品名 : ・引渡場所 : 3. 品質証明の必要あり
	4. その他

<input type="radio"/> X II 排出ガス 対策型 建設機械	<p>○ 1. 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省 経機発第249号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。</p> <p>排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置 の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発 目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着(黒煙浄化装置付)することで、排出ガ ス対策方建設機械と同等とみなす。</p> <p>ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場におい て使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="420 483 1468 1157"> <thead> <tr> <th data-bbox="420 483 1135 516">機種</th><th data-bbox="1135 483 1468 516">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="420 516 1135 1157">           一般工事用建設機械            - バックホウ            - バックホウトラクタショベル(車輪式)            - ブルドーザ            - 発動発電機(可搬式)            - 空気圧縮機(可搬式)            - 油圧ユニット            以下に示す基礎工事用機会のうち、ベスマシンとは別に、独立した            ディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの            油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機            油圧式杭圧入引抜機、アースオーナ、オールケーシング掘削機            リバースサーキュレーションドリル、アースドリル            地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機            - ロードローラ、タイヤローラ・振動ローラ            - ホイールクレーン         </td><td data-bbox="1135 516 1468 1157">           ディーゼルエンジン(エンジン出力 7.5kw以上 260kw以下)を搭載 した建設機械に限る。         </td></tr> </tbody> </table>	機種	備考	一般工事用建設機械 - バックホウ - バックホウトラクタショベル(車輪式) - ブルドーザ - 発動発電機(可搬式) - 空気圧縮機(可搬式) - 油圧ユニット 以下に示す基礎工事用機会のうち、ベスマシンとは別に、独立した ディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機、アースオーナ、オールケーシング掘削機 リバースサーキュレーションドリル、アースドリル 地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機 - ロードローラ、タイヤローラ・振動ローラ - ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力 7.5kw以上 260kw以下)を搭載 した建設機械に限る。
機種	備考				
一般工事用建設機械 - バックホウ - バックホウトラクタショベル(車輪式) - ブルドーザ - 発動発電機(可搬式) - 空気圧縮機(可搬式) - 油圧ユニット 以下に示す基礎工事用機会のうち、ベスマシンとは別に、独立した ディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機、アースオーナ、オールケーシング掘削機 リバースサーキュレーションドリル、アースドリル 地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機 - ロードローラ、タイヤローラ・振動ローラ - ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力 7.5kw以上 260kw以下)を搭載 した建設機械に限る。				
<input type="radio"/> X II 施工方法等	<p>○ ・施工条件総括表、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書に特別に定める場合を除き、仮設、施工方法 その他工事目的物を完成するために必要な手段は、請負者の責任において定める。(建設工事請負基準約款第1条第3項に よる)</p>				

# 建設副産物特記仕様書

## 1. 再生資材の利用

下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再生資材名	規 格	使 用箇 所	備 考
碎石	ARC-40	路盤	現場から40kmの範囲内の再資源化施設
碎石	RC-40	構造物基礎	現場から40kmの範囲内の再資源化施設

## 2. 建設発生土の利用

盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。

発注機関	工事名	発生場所	施工会社名・連絡先	備 考

## 3. 建設発生土の搬出

工事の施工により発生する建設発生土は、下記により精算している。

搬 出 先			
搬 出 先 地 名			
連 絡 先			
設 計 運 搬 距 離	L=5.6km		
受 入 時 間			
設 計 受 入 費 用			
仮 置 場 所 の 有・無			
備 考			

建設発生土改良土プラントへ土砂を運搬処理する場合、上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。

なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

注) 受入先が建設発生土改良プラントの場合、搬出先欄には「プラント」と記載し、搬出先地名、連絡先の欄は記載しない。

## 4. 建設廃棄物の搬出

工事の施工により発生する廃棄物は、下記の場所に搬出するものとし精算している。

搬 出 す る 廃 棄 物 名		アスファルト廃材	
設 計 運 搬 距 離		L=6.9km	
受 入 時 間			
設 計 受 入 費 用 (tあたり)			
備 考			

上記は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

## 5. 補装版切断時の濁水搬出

工事の施工により発生する補装版切断濁水は、下記の場所に搬出するものとし積算する。

設 計 運 搬 距 離			
受 入 時 間			
設 計 受 入 費 用			
備 考			

上記は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

## 6. 建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、法第18条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。

## 7. 自ら産業廃棄物を運搬・搬出する以外は、委託契約書の写しを提出すること。

## 8. 協議について

建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに発注者に報告し、協議すること。

## 再生クラッシャーラン・アスファルト再生クラッシャーラン特記仕様書

建設工事に伴い発生する建設廃材を破碎または混合して、製造する再生クラッシャーラン・アスファルト再生クラッシャーラン（以下「再生クラッシャーラン等」という。）の性状について、次のとおり規定する。

なお、再生クラッシャーランを構造物の基礎材等として使用する場合についてもこの定めによる。

### 1 材料

#### 1-1

##### (1) 再生クラッシャーラン (RC-40)

セメントコンクリート廃材から製造した再生骨材および路盤再生骨材（路盤発生材を必要に応じて破碎、分級して製造した骨材）を単独または相互に組み合わせ、必要に応じてこれに補足材を加えて、所要の品質が得られるように調整した材料をいう。

##### (2) アスファルト再生クラッシャーラン (ARC-40)

再生クラッシャーラン (RC-40) もしくはクラッシャーラン (C-40) を母材とし、グリズリーアンダー材を混合したものという。アスファルト再生クラッシャーランには、再生クラッシャーラン (RC-40) を母材とする「RC混合」とクラッシャーラン (C-40) を母材とする「C混合」がある。

#### 1-2

再生クラッシャーラン等は、ゴミ、泥、有機物、プラスチック、金属、ガラス、陶磁器、レンガ、瓦等を有害量含んではならない。

#### 1-3

再生クラッシャーラン等の最大粒径については、最大40mmと定める。

### 2 品質

再生クラッシャーラン等の品質規格ならびに品質管理については、新材のクラッシャーランに準じるものとする。

#### 2-1 (品質)

路盤材に使用する再生クラッシャーラン等の修正CBR、塑性指数、グリズリーアンダー材の混入率は次表を標準とし、舗装の構造設計に用いる等値換算係数（下層路盤）は0.25とする。

材 料	修正CBR	PI (塑性指数)	グリズリーアンダー材の混入率
再生クラッシャーラン	30%以上	6以下	—
アスファルト再生クラッシャーラン	40%以上	6以下	質量配合40%以下

#### [注]

(1) 再生クラッシャーラン等に用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50%以下でなければならない。  
試験方法はロサンゼルスすりへり減量試験（粒度は道路用碎石S-13(13~5mm)のもの）とする。

(2) 再生クラッシャーラン等の材料として路盤再生骨材もしくは路盤発生材を用いる場合のみPIの規定を適用する。

#### 2-2 (粒度範囲)

再生クラッシャーラン等の粒度は [JIS A 5001] 道路用碎石の規定に準じ、粒度範囲は次表による。

ふるい目 (mm)	粒度の範囲 (mm) RC-40 (40~0)	ARC-40 (40~0)
通 過 質 量 百 分 率 (%)	53.00	100
	37.50	95~100
	31.50	—
	26.50	—
	19.00	50~80
	13.20	—
	4.75	15~40
	2.36	5~25

[注] 粒度は、モルタル粒などを含んだ解碎されたままの見かけの骨材粒度を使用する。